



# 家屋や建物の 解体工事をいたします

わたしたち新井商店が、木造の家屋やコンクリート造の建物などを  
**できるだけお安く解体工事をいたします。**  
**お見積、ご相談は無料**です。ぜひお気軽にお問い合わせください！

## 空き家対策特別措置法が施行されました

行政が**特定空き家**とみなした建物については、**固定資産税の優遇措置対象から除外**する、  
あるいは修繕などの改善や取り壊し等の勧告や命令を行えるようになりました。  
該当条件によっては**固定資産税が6倍に増えてしまうケース**があります。

特定空き家に該当しそうな建物をお持ちの方は、  
**再利用や売却など、具体的な対策**を検討されたほうがよろしいかと思えます。

## 特定空き家ってどんななもの？

### 地震などで倒壊のおそれがあるもの

そのまま放置しては倒壊等の危険が予想される建物

### 著しく不衛生で有害なもの

ゴミなどが長年放置されているなど

### 管理されずに景観を損なうもの

住宅地市街地などにある放置状態の空き家

### 周辺環境に悪い影響があるもの

治安の悪化等につながるとみなされるもの等

解体工事のことならどんなことでもお気軽にご相談ください！

## 金属リサイクル 建物解体工事 株式会社新井商店

住所: 〒514-1254 三重県津市森町 1614-1

電話: 059-256-2331 FAX: 059-256-4676

Web: <http://araishouten.com> 解体工事業登録 三重県知事(登26)第4—38号